

学校給食費について

(令和2年度)

令和2. 4. 1

1 月額給食費

	※種	別	徴収額	
小学校 190日間	①完全給食	月額	3,950円	
		日割計算基準額(日額)	240円	
	②牛乳飲用不応者 (牛乳50円)	月額	3,100円	
		日割計算基準額(日額)	190円	
	※月額3,950円から牛乳代相当額850円を差し引く			
	③ミルク給食 及び 主食・副食不応者	月額	850円	
日割計算基準額(日額)		50円		
中学校 189日間	①完全給食	月額	4,700円	
		日割計算基準額(日額)	280円	
	②牛乳飲用不応者 (牛乳50円)	月額	3,850円	
		日割計算基準額(日額)	230円	
	※月額4,700円から牛乳代相当額850円を差し引く			
	③ミルク給食 及び 主食・副食不応者	月額	850円	
		日割計算基準額(日額)	50円	
	3年生3月分	完全給食	$4,700 - (280 \times 4)$	3,580円
牛乳飲用不応者		$3,850 - (230 \times 4)$	2,930円	
ミルク給食		$850 - (50 \times 4)$	650円	
※3年生は実施期間が少ないので、その間(2年度は4日分)の給食費を差し引く				

2 給食費の日割計算について

給食費の日割計算及び金額は、三郷市立学校給食センター設置及び管理条例施行規則による。

(1) 死亡者・転入者・転出者の給食費は、喫食日数分を徴収する。

ア 当該月の給食費 = 日額 × 喫食日数

ただし、月額を上限額とする。

イ 喫食日数の計算は、給食申込変更完了を以ってその日数とする。(給食を止められなかった分は、喫食したものとして計算する)

(2) 病気・事故・その他(出席停止・休学・停学・不登校)により給食を受けない日が連続して5日以上ある者の給食費は、欠食日数分を差し引いて徴収する。

ア 当該月の給食費 = 月額 - (日額 × 欠食日数)

計算上、ゼロもしくはマイナスとなった場合は、該当月の給食費を徴収しない。

- イ 欠食日数の計算は、給食申込変更完了を以ってその日数とする。（給食を止められなかった分は、喫食したものとして計算する）
- ウ 連続して5日に満たない場合（欠食日数が4日未満の場合や、通算5日以上であるが連続していない場合等）は、月額を徴収する。（欠食日数分を差し引かない）

(3) **体質・宗教により、月の途中から給食の全部、又は、一部（牛乳、主食・副食）を食べる事が好ましくなくなった場合は、その代金を差し引く。**

ア 月の途中から全部を食べなくなった場合

$$\text{当該月の給食費} = \text{完全給食月額} - (\text{完全給食日額} \times \text{給食を申込まない日数})$$

イ 月の途中から牛乳を飲まなくなった場合

$$\text{当該月の給食費} = \text{完全給食月額} - (\text{ミルク給食日額} \times \text{牛乳を申込まない日数})$$

ウ 月の途中から主食・副食を食べなくなった場合

$$\text{当該月の給食費} = \text{完全給食月額} - (\text{牛乳飲用不適用者日額} \times \text{主食・副食を申込まない日数})$$